

令和8年 北秋田市農業委員会 第5回総会

1. 開催日時 令和8年5月15日（金） 午前9時00分から

2. 開催場所 北秋田市役所本庁3階 大会議室

3. 出席委員（23名）

1番 櫻井 豊	3番 宮腰 文義	5番 佐藤 邦久
6番 中林 めぐみ	7番 長崎 成人	8番 堀部 聡
9番 多賀谷 テル子	10番 長岐 正	11番 松岡 英敏
13番 土田 紀子	14番 藤島 喜美男	15番 成田 博幸
17番 武田 響一	19番 佐藤 茂延	20番 金田 悦子
22番 中嶋 力藏	24番 松橋 利彦	25番 伊東 誠子
26番 出川 信久	29番 澤藤 匠	33番 佐藤 整
36番 佐藤 篤史	37番 長岐 一志	

4. 欠席委員（13名）

2番 佐藤 稔	4番 鈴木 豊	12番 伊藤 鶴一
16番 寺田 一徳	18番 武石 修一	21番 藤岡 智洋
23番 佐藤 利子	27番 佐藤 政信	28番 小笠原 千春
30番 土濃塚 謙一郎	31番 野呂 義久	32番 若松 一幸
34番 金 俊英		

5. 欠員（1名）

6. 議事日程

第 1	報告第11号	会務報告
第 2	報告第12号	専決処分の報告
第 3	議案第17号	農地法第3条の規定による許可申請について
第 4	議案第18号	令和7年度農業委員会及び推進員等の最適化活動の点検・評価について

7. 出席した事務局職員

局長 成田 幸治 副主幹 簾 内 拓也 主任 土濃塚 政樹

8. 議事録署名委員

6番 中林 めぐみ 7番 長崎 成人

9. 会議の概要

事務局長	定刻となりましたので、ただいまより令和８年 北秋田市農業委員会 第５回総会を開会いたします。 始めに欠席の届出がありましたのでご報告いたします。 ２番 佐藤稔 委員、４番 鈴木豊 委員、１２番 伊藤鶴一 委員、１６番 寺田一徳 委員、１８番 武石修一 委員、２１番 藤岡智洋 委員、２３番 佐藤利子 委員、２７番 佐藤政信 委員、２８番 小笠原千春 委員、３０番 土濃塚謙一郎 委員、３１番 野呂義久 委員、３２番 若松一幸 委員、３４番 金俊英 委員の１３名となっております。 委員総数３６名中、２３名の出席となっており、総会の出席委員は定足数に達しておりますので、本総会は成立していることをご報告いたします。 それでは会長からのごあいさつと総会会議規則第５条の規定により、議長として議事の進行をよろしく願いいたします。
会 長	会長あいさつ（ 省略 ）
議 長	それでは、議事日程に従いまして、議事を進行させていただきます。 はじめに議事録署名委員であります。恒例により当職より指名することにご異議ございませんか。 （異議なしの声）
議 長	異議なしと認め当職より指名いたします。 議席番号６番 中林めぐみ 委員、７番 長崎成人 委員をお願いいたします。 それでは案件に入ります。報告第１１号「会務報告」を事務局よりお願いいたします。
事務局長	事務局の成田です。以後着座にてご説明いたしますのでよろしくお願いいたします。 それでは、議案書の２ページをお開きください。 報告第１１号令和８年４月分会務報告です。読み上げてご報告いたします。 ４月６日、第４回総会に係る調査を市役所第２庁舎第１会議室におきまして委員５名、事務局２名の出席により実施しました。なお、４月の調査から、対象となる農地の位置図や現場の画像をモニターに投影して委員の皆さまにご覧いただく形式とさせていただいております。従来の紙ベースの資料よりも図面の拡大表示など簡単にできるため、今後はモニ

ター投影を主体として紙資料を減らす方向としたいと考えております。

10日、北秋田市農業再生協議会令和7年度会計監査が市役所第2庁舎第2会議室にて実施され、会長が監事として出席しました。

15日、第4回定例総会を市役所本庁舎大会議室にて委員30名の出席により開催しました。

21日、県北地区農業委員会会長会通常総会が能代市・能代市役所にて開催され会長と事務局長が出席しました。

22日、北秋田市農業再生協議会第1回幹事会が市役所第2庁舎中教室にて開催され事務局長が出席しました。

27日、秋田市農業再生協議会通常総会が市役所本庁舎大会議室にて開催され会長と事務局長が出席しました。

30日、市町村農業委員会職員農地事務初任者研修会が秋田市・アキタパークホテルにて開催され土濃塚主任が出席しました。

報告は以上です。

議長

ただいま事務局より報告がなされましたが、これらは会務報告でありますのでご了承願いたいと思います。

次に報告第12号「専決処分の報告」について、事務局の説明を求めます。

事務局長

議案書3ページをお開きください。

報告第12号「令和8年4月分 専決処分の報告」です。

表の4月の列をご覧ください。

(2)農用地利用集積等促進計画の賃借権等に関する意見が48件、(5)相続等による農地の権利取得の届出の受理が18件、(6)農地所有適格法人の報告書の受理が2件、(8)賃借・使用権の合意解約等の届出の受理が3件、合計71件の処理を実施しました。4ページからその内訳となります。

はじめに、(2)農用地利用集積等促進計画の賃借権等に関する意見についてです。

(申請番号1番を朗読)

以下15ページの申請番号48番までの合計237筆、500,759.97㎡について、いずれも適当であるとの意見を回答しております。

つぎに(5)相続等による農地の権利取得の届出の受理です。

(申請番号1番を朗読)

以下、20ページの申請番号19番まで、合計102筆、面積124,931㎡です。

つぎに21ページをご覧ください。

(6)農地所有適格法人の報告書の受理につきましては、記載の2法人

からの報告書を受理しております。

つぎに（８）賃借・使用権の合意解約等の届出の受理です。

（申請番号１番を朗読）

以下、申請番号３番まで、合計６筆、面積 12,814 ㎡です。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長

報告第１２号について事務局より説明がなされました。それでは本件に対する質疑に入ります。何かご質問、ご意見等ございませんか。

（なしの声）

議 長

質問等がないようですので、次に進みます。

次に議案第１７号「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局長

議案書２２ページをお開きください。

議案第１７号「農地法第３条の規定による許可申請について」

農地法第３条第１項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和８年５月１５日提出、北秋田市農業委員会 会長 長岐一志

（申請番号１番を朗読）

以下、申請番号６番までが所有権移転、申請番号７番から１２番までが賃貸借および使用賃借で、合計３４筆、面積が 45,916 ㎡です。

なお、これらの件につきましては、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていることを確認しております。農地法第３条第２項各号については４８ページをご参照ください。以上ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりましたが、議案第１７号に関しまして、現地調査をして頂いた委員からも説明願いたいと思います。議席番号１０番 長岐正 委員と、１１番 松岡英敏 委員より順番にお願いいたします。

１０番

議席番号１０番の長岐正です。

申請番号１番から６番の所有権移転を報告させていただきます。調査日は５月７日、調査員は１１番の松岡委員、１２番の伊藤委員、１３番の土田委員、１４番の藤島委員、と私、事務局から成田事務局長、土濃塚主任の計７名で、市役所第二庁舎会議室で衛星写真を使用した調査を行いました。

申請番号１番は資料の２６ページから２７ページになります。浦田字

家ノ後の申請地は、浦田集落の住宅敷地内の畑でした。衛星写真で確認したところ、申請地は適切に管理されており、周囲の農地や地域の農業に対して影響がないものと見受けられました。

申請番号2番と3番は資料の28ページから29ページになります。根田字有田の2筆の申請地は、李岱集落から羽根山方面に向かい落合橋の左手側に位置する整備されたほ場の中にある農地でした。衛星写真で確認したところ、申請地は適切に耕作されており、周囲の農地や地域の農業に対して影響がないものと見受けられました。また、根田字根田沢外1筆の申請地は、根田の屋布岱集落から県道24号をはさみ約200メートルに位置する農地でした。衛星写真で確認したところ、申請地は適切に管理されており、周囲の農地や地域の農業に対して影響がないものと見受けられました。

申請番号4番は資料の30ページから31ページになります。綴子字東館の3筆と綴子字伊勢堂岱の申請地は、東館集落付近の農地でした。また、綴子字山神堂岱の申請地は、東館集落の北にあるケイ藻土工場から約200メートルに位置する農地でした。いずれも、衛星写真で確認したところ、申請地は適切に管理されており、周囲の農地や地域の農業に対して影響がないものと見受けられました。

申請番号5番は資料の32ページから33ページになります。脇神字藤株上岱の2筆の申請地は、南陣場岱にあるケアタウンたかのすの東へ約300メートルに位置するほ場でした。衛星写真で確認したところ、申請地は適切に耕作されており、周囲の農地や地域の農業に対して影響がないものと見受けられました。

申請番号6番は資料の34ページから35ページになります。木戸石字川下の申請地は、木戸石から増沢方面に向かう県道3号の小阿仁川の右岸側に位置するほ場でした。衛星写真で確認したところ、申請地は適切に耕作されており、周囲の農地や地域の農業に対して影響がないものと見受けられました。以上で報告を終わります。

議長

長岐委員、ありがとうございました。続いて11番 松岡英敏 委員よりお願いいたします。

11番

議席番号11番の松岡です。

申請番号7番から12番の賃借権設定を報告させていただきます。調査日と調査員は、先程の報告と同様です。

申請番号7番は資料の36ページから37ページになります。脇神字佐助岱の2筆の申請地は、大館北秋田森林組合の南東へ直線で約500メートルに位置する農地でした。衛星写真で確認したところ、申請地は適切に耕作されており、周囲の農地や地域の農業に対して影響がないもの

と見受けられました。

申請番号8番は資料の38ページから39ページになります。七日市字前田の申請地は、国道105号線沿いにあるコンビニエンスストアから森吉方面へ約500メートルに位置する整備されたほ場の中にある農地でした。衛星写真で確認したところ、申請地は適切に耕作されており、周囲の農地や地域の農業に対して影響がないものと見受けられました。

申請番号9番は資料の40ページから41ページになります。坊沢字三ツ屋岱下悪土の2筆の申請地は、大館北秋田森林組合の北へ直線で約800メートルに位置する整備されたほ場の中にある農地でした。衛星写真で確認したところ、申請地は適切に耕作されており、周囲の農地や地域の農業に対して影響がないものと見受けられました。

申請番号10番は資料の42ページから43ページになります。阿仁中村字ユルキ石の3筆の申請地は、阿仁マタギ駅から東へ直線で約500メートルに位置する農地でした。衛星写真で確認したところ、申請地は適切に耕作されており、周囲の農地や地域の農業に対して影響がないものと見受けられました。

申請番号11番は資料の44ページから45ページになります。脇神字高森岱外6筆の申請地は、南陣場岱にあるケアタウンたかのすの北へ約300メートルに位置するほ場でした。衛星写真で確認したところ、申請地は適切に管理されており、周囲の農地や地域の農業に対して影響がないものと見受けられました。

申請番号12番は資料の46ページから47ページになります。前山字栗木岱の申請地は、前山集落の北に位置する農地でした。衛星写真で確認したところ、申請地は適切に耕作されており、周囲の農地や地域の農業に対して影響がないものと見受けられました。以上で報告を終わります。

議 長

松岡委員、ありがとうございました。

議案第17号について、事務局と現地調査をして頂いた委員からご説明いただきました。それでは本議案に対する質疑に入ります。何かご質問、ご意見等ございませんか。

5 番

5番佐藤邦久です。

申請番号11番ですが、先ほど畑は適切に管理されていると報告がありました。現状どのような状況であるか。また借主の住所は大館市の奥の方と思われますが、申請事由が経営規模の拡大となっていますが何をされている方か。借受の経緯を教えてください。

事務局長

現況地目は畑ですが現状は牧草地として使われている状況を確認しております。借主はもともと大館市で酪農をされている方で、今回の申請

も牛や馬の放牧地として使用したいとの理由であると同っております。

19番

19番佐藤茂延です。

貸主の方は「経営規模の縮小」とありますが、まだ営農されているのでしょうか。

事務局長

現状ではもうやってらっしゃらないと同っております。

議長

その他ご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決に移ります。

議案第17号について、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認め決定いたします。

次に、議案第18号「令和7年度農業委員会及び推進委員等の最適化活動の点検・評価について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局長

議案書49ページをご覧ください。

議案第18号「令和7年度農業委員会及び推進委員等の最適化活動の点検・評価について」

農業委員会による最適化活動の推進等について（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知）に基づき、北秋田市農業委員会及び推進委員等の最適化活動について別紙（案）のとおり点検・評価するものとする。

令和8年5月15日提出、北秋田市農業委員会 会長 長岐一志
詳細につきましては担当よりご説明いたします。

簾内副主幹

担当の簾内です。

議案書50ページをご覧ください。別紙様式4が令和7年度の最適化活動の点検・評価結果（案）です。

「1 最適化活動の成果目標」の（1）が農地の集積に関する目標に対する実績となっております。こちらは委員の皆さんからご提出いただいた活動記録報簿と集積、遊休農地解消、新規就農に係る活動実績をとりまとめたものとなります。集積率につきましては90%の目標に対し7年度

末の実績は89.0%で、目標の達成率は98.8%となっております。次に(2)が遊休農地の発生防止解消についての目標と実績ですが、遊休農地の解消目標4ヘクタールに対し実績0ゼロヘクタールとなっております。これは令和3年度に遊休農地に設定した農地の解消ですので、そこに該当しないものはゼロとなります。(3)が新規参入の促進に関してで、新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得たうえで公表する面積の達成率は0%でした。

「2 最適化活動の活動目標」につきましては、最適化活動を行う農業委員の人数36人に対する月当たり活動日数は、目標の10日に対して月平均1.4日の実績でした。

「3 点検・評価結果」につきましては、農業委員会の点検・評価結果は「目標に対して期待どおりの結果が得られた」という標語となっております。これは農水省からの通知で定められた基準に従って評価したものです。推進委員等の点検・評価結果ですが、委員のみなさまから提出された活動記録簿を集計したものとなっております、「目標に対して期待を(やや)下回る結果となった」という標語が36人でした。説明は以上となります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長 議案第18号について、事務局の説明が終わりました。それでは、本議案に対する質疑に入ります。何かご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議 長 質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決に移ります。
議案第18号について、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め決定いたします。
以上で、本日の提出議案の審議は、全て終了いたしました。これをもちまして、令和8年第5回定例総会を閉会します。